

## 松原市条例第32号

### 松原市まつばらテラス（輝）条例

#### （設置）

第1条 高齢者の福祉の増進及び介護予防の推進、子どもたちの育成及び支援並びに生涯学習の充実を図るとともに、市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与することを目的として、本市にまつばらテラス（輝）（以下「テラス」という。）を設置する。

#### （名称及び位置）

第2条 テラスの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 名称 まつばらテラス（輝）
- （2） 位置 松原市田井城3丁目104番2

#### （構成）

第3条 テラスは、次に掲げる機能をもって構成する。

- （1） 介護予防・高齢者支援
- （2） 子育て支援
- （3） 生涯学習活動の支援

2 テラスに次の施設を置く。

- （1） 講座室
- （2） 陶芸室・陶芸準備室
- （3） 交流・情報展示コーナー
- （4） 研修室
- （5） 会議室1
- （6） 会議室2
- （7） 会議室3
- （8） 調理室
- （9） 音楽室1
- （10） 音楽室2
- （11） フィットネスルーム
- （12） 多目的ホール
- （13） 和室
- （14） 工芸工作室
- （15） 屋外広場

#### （職員）

第4条 テラスにまつばらテラス長を置く。

2 前項に定めるもののほか、テラスに必要な職員を置くことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の規定により指定管理者が管理を行うときは、これらの職員を置かないことができる。

#### （管理）

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

の規定によりテラスの管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) テラスの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) テラスの使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(開館時間及び休館日)

第6条 テラスの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

2 テラスの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に変更し、又は休館することができる。

(使用の許可)

第7条 第3条第2項第1号から第14号までの施設を占有して使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、テラスの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、テラスの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) テラスの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 市長が特に認める場合を除き、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為をするおそれがあると認めるとき。
- (4) 中学生以下の者の使用において引率者、指導者等がないとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (6) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(立入り)

第9条 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、テラスへの入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をする者
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
  - (3) その他市長が管理上支障があると認める者
- (使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、テラスの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可の条件に違反して使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、この条例の規定に基づく指示に従わないとき。
- (3) 使用者が、第8条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害の発生その他緊急やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は一切その責めを負わない。

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の納付は前納とする。ただし、国又は地方公共団体が使用するときは、後納によることができる。

3 第5条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、第24条第1項の規定により読み替えて適用する第1項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。

5 第5条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、市長は、第24条第1項の規定により読み替えて適用する第1項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要があるとして市長が定める場合に該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特に必要があるとして市長が定める場合に該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第16条 施設等を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(原状変更の許可)

第17条 使用者は、テラスの使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を付

加しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、テラスの使用を終了し、又は第12条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を制限されたときは、市長の指示に従い、直ちにその施設等を原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(指定管理者の指定手続)

第19条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめテラスの概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申出書に事業計画書その他市長が定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申出があったときは、暴力団又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないと認め、かつ、次に掲げる基準に該当するもののうちから、テラスの設置の目的を最も効果的に達成することができるのと認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) テラスを使用しようとする者の平等な使用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

(2) 第1条の設置目的にのっとり管理を効果的かつ効率的に実施できること。

(3) テラスを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

(1) テラスの性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるのと認められる団体があるとき。

(2) 前条第1項の規定による公募をした場合において、応募者がいないとき。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により市長が指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、市は、指定の取消し等により指定管理者に生じた損害について、一切その責めを負わない。

(1) 本市の条例若しくは規則又はそれらに基づく指示及び地方自治法第244条の2第10項に基づく指示に従わないとき。

(2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

(3) 第5条第2項の業務を適正に行うことができなくなると認められる

とき。

(4) 暴力団又は暴力団密接関係者であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、テラスの管理運営上不適切な行為があったとき。

(個人情報の適正管理)

第22条 指定管理者は、第5条第2項の業務実施において保有することとなる文書等（松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等をいう。以下同じ。）に記録されている個人情報について、松原市個人情報保護条例を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消されたときは、直ちに市長の指示に従い、第5条第2項の業務に伴い収集した個人情報を記録した文書等を市長に返還し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、テラスの管理状況を把握するため必要なものとして市長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(読替規定等)

第24条 第5条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第6条	市長が特に必要があると認めるときは	指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第7条	市長	指定管理者
第8条	市長	指定管理者
第9条	市長	指定管理者
第10条	市長	指定管理者
第12条第1項	市長	指定管理者
第13条第1項	別表に定める額の使用料	第3項の規定により指定管理者が定める利用料金
第13条第2項	使用料	利用料金
第14条	市長	指定管理者
	使用料	あらかじめ市長の承認を得て利用料金
第15条	使用料	利用料金
	該当するときは	該当するときは、あらかじめ市長の承認を得て

第17条	市長	指定管理者
第18条第1項	市長	指定管理者
別表	使用料	利用料金

2 第5条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせるときには、この条例及び規則に定めるもののほか、テラスの管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(施行の細目)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### 別表（第13条関係）

区分	午前 午前9時 から午後 0時まで (円)	午後A 午後1時 から午後 3時まで (円)	午後B 午後3時半 から午後5 時半まで (円)	夜間 午後6時 から午後 9時 まで (円)	全日 午前9時 から午後 9時まで (円)
講座室	3,000	2,000	2,000	3,000	9,000
陶芸室・陶 芸準備室	3,000	2,000	2,000	3,000	9,000
交流・情報 展示コーナ ー	6,000	4,000	4,000	6,000	18,000
研修室	1,200	800	800	1,200	3,600
会議室1	600	400	400	600	1,800
会議室2	600	400	400	600	1,800
会議室3	1,200	800	800	1,200	3,600
調理室	6,000	4,000	4,000	6,000	18,000
音楽室1	3,000	2,000	2,000	3,000	9,000
音楽室2	1,200	800	800	1,200	3,600
フィットネ スルーム	6,000	4,000	4,000	6,000	18,000
多目的ホー ル	6,000	4,000	4,000	6,000	18,000
和室	600	400	400	600	1,800
工芸工作室	1,200	800	800	1,200	3,600

備考

- 1 テラスの使用の申請をした者が個人である場合であって、当該個人が市の区域内に住所を有する者でないとき、又は使用の申請をした者が団体である場合であって、当該団体の所在地が市の区域内にないときは、使用料の額については、別表に規定する使用料の額に2を乗じて得た額とする。
- 2 利用時間については、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 同一の施設について、午前、午後A、午後B及び夜間の区分のうち、連続する2つ以上の区分を同一の利用者が使用する場合は、連続する区分の中間の時間においても当該施設を使用することができる。